

令和5年度 現況調査の実施について

はじめに必ずご確認ください

中野区で施設等利用給付認定を受けているお子さまを対象に、保育の要件を確認するため年に1回現況調査を実施します。

現況調査書類のご提出が無い場合や保育の要件確認ができない場合は認定取消となる場合があります。以下の手順に沿って必ず現況調査書類をご提出ください。書類により要件が確認できた場合は、特に通知いたしませんのでご了承ください。

1	配布書類の確認	
	・現況届 ・現況届(記入例) ・就労証明書×2	
2	保育の必要性を確認できる書類の準備	詳細はp. 2
	保育の要件によって提出書類が異なるためご注意ください。	
3	提出期限までに提出書類をすべて揃えて提出	詳細はp. 2～3
	①現況届 ②(父の分) 保育の必要性を確認できる書類 ③(母の分) 保育の必要性を確認できる書類 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">書類はホチキス留めせずにご提出ください</div> <p style="text-align: center;">提出期限：令和5年7月14日(金)</p>	
4	在園中の各種手続きを確認	詳細はp. 3～4
	現況調査以外でも家庭状況に変更があった場合にはお手続きが必要です。 また、「保育の必要性の事由変更」や「認定区分の変更」の申請は、必ず認定変更希望日以前に申請をしてください。希望日より後に申請をした場合は、申請日以降からの認定変更となります。 p. 4「家庭状況や保育の必要性の事由、認定区分に変更があった場合」を必ずご一読ください。	

1. 提出期限

令和5年7月14日(金) <<提出期限までに必ずご提出ください>>

2. 提出書類【下記の①～③すべてを揃えてご提出ください】

①現況届

② (父の分) 保育の必要性を確認できる書類

③ (母の分) 保育の必要性を確認できる書類

※ひとり親の方は①と②または①と③をご提出ください。

} 詳細は、現況届に記載されている
提出書類欄をご確認ください。

令和5年4月1日以降に②・③を提出された方

令和5年4月1日以降に保育の必要性を確認できる書類を既に提出しており、その後現在まで内容に変更がない保護者については提出不要です。

(例)父が転職したため、令和5年4月21日に父の就労証明書を提出した場合

→現況調査では①と③の提出が必要です。

父の保育の必要性を確認できる書類の提出は不要です。

令和5年度にお子さま（または兄弟姉妹）が入園された方

「復職証明書(区様式)」をご提出された(される)保護者については、保育の必要性を確認できる書類(上記②・③)の提出は不要です(ただし、復職時に就労条件に変更があった場合は「就労証明書(区様式)」の提出が必要です)。

(例)令和5年4月に入園したため、5月に母の復職証明書を提出した場合

→現況調査では①と②の提出が必要です。

母の保育の必要性を確認できる書類の提出は不要です。

※兄弟姉妹で在園されている方は、世帯で1部ご提出ください。

※中野区外から通園している方は、提出不要です。お住まいの自治体で現況調査が行われます。

3. 提出方法・提出先・お問い合わせ先

補助金申請用の返信用封筒（オレンジ色）に、住所・氏名を記入し、必要書類を入れて切手を貼りお送りください。**書類はホチキス留めせずにご提出ください。**

幼稚園やすこやか福祉センター、地域事務所には提出できないためご注意ください。

〈提出方法〉

提出は原則郵送となりますが、中野区役所3階子ども総合相談窓口を設置してあるポスト（現況届用）に提出していただくことも可能です（窓口での内容確認は行わないため、不備や不足がある場合は後日ご連絡いたします）。

〈提出先〉

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係（区役所3階）
〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号

〈お問い合わせ先〉

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係（区役所3階）
〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号
TEL03-3228-5793（月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時）

4. 家庭状況や保育の必要性の事由、認定区分に変更があった場合

現況調査の時期以外でもp.4の表に該当する変更がある場合には、変更があった日から2週間以内を目安に書類の提出が必要です。この現況調査の時点で必要な手続きをしていない場合は、現況調査の提出書類（p.2提出書類①②③）に加えて、p.4の表に記載されている書類の中で不足する書類も合わせてご提出ください。

（例）父が転職していたが、手続きをしていなかった。

- ①現況届
 - ②父就労証明書（転職後の会社のもの）
 - ③母の保育の必要性を確認できる書類
 - ④給付認定申請書（表面を記入して裏面へ。裏面は勤務状況の変更欄を記入）
- ※前職の退職日がわかる書類の追加提出を依頼する場合がございます。

（例）母就労しているが現在は妊娠出産要件での認定に変更済み。今後育児休業を取得予定の場合。

- ①現況届（表面の下部に退職日記入）
 - ②母の就労証明書（出産後に作成され、確定した育児休業期間が記載されたもの）
 - ③父の保育の必要性を確認する書類
 - ④給付支給認定申請書（表面を記入して裏面へ。裏面は保育の必要性の事由の変更欄で育児休業にチェック）
- ※現況調査の提出締切と出産日が近く、②の準備が間に合わない場合はご連絡ください。

（例）母就労中（または既に産休中）。妊娠して出産予定があるが手続きをしていなかった。

- ①現況届
- ②父の保育の必要性を確認できる書類
- ③母の就労証明書（産休期間が記載されたもの）
- ④給付認定申請書（表面を記入して裏面へ。裏面は保育の必要性の事由の変更欄で妊娠出産にチェック）

<家庭状況に変更があった場合の提出書類一覧表>

※給付認定申請書は表・裏面（施設等利用給付認定変更届）を必ずご記入ください。

事象		必要書類
氏名・住所の変更		なし(新たな氏名・住所が記載された認定通知書を必要とされる場合は給付認定申請書を提出)
就業時間・部署・勤務地の変更		なし(就業時間が月48時間未満になるような変更の場合はお問い合わせください)
出産予定		①給付認定申請書(裏面の「保育の必要性の事由の変更」の妊娠出産にチェック) ②出産予定日が記載された母子手帳コピーまたは産休・育休予定期間が記載された就労証明書(区様式)
出産 (就労している産休期間の方のみ)		育児休業を取得する場合のみ提出書類あり。 ①給付認定申請書(裏面の「保育の必要性の事由の変更」の育児休業にチェック) ②育児休業期間証明書(区様式)または産休・育休期間が記載された就労証明書(区様式)
復職	育休(育児休業)から復職	①復職証明書(区様式) ※下のお子さんの認可保育所への入所に伴い復職証明書を提出する場合は1部で流用可能です。 児童氏名欄には保育園・幼稚園に在籍している全てのお子さんの氏名を記入してください。
	産休から復職	育児休業制度がない方(取得しない場合、勤務形態や勤続年数等の制限で取得できない場合も含む)や、自営業(親族経営含む)につき育児休業が認められない方は、産休終了日の翌日に復職して以下2点を提出。 ①給付認定申請書(裏面、保育の必要性の事由欄(母)、変更前「妊娠出産」→変更後「就労」にチェック) ②産休明け復職後の就労証明書(区様式)(必ず産休期間と復職日を記入)
就職・転職	会社員・派遣社員・パート等	①給付認定申請書 就職の場合:裏面「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」を記入 転職の場合:裏面「勤務状況の変更」を記入 ②就労証明書(区様式)(就労開始日以降に記載してもらってください)
	自営業(親族経営含む)・経営主	①給付認定申請書 就職の場合:裏面「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」を記入 転職の場合:裏面「勤務状況の変更」を記入 ②就労証明書(就労開始日以降に記載してもらってください) ③仕事内容や資格がわかる書類のコピー(開業届・営業許可証等) ④収入の証明(報酬の記録、通帳のコピー等)
退職		①給付認定申請書(裏面「保育の必要性の事由」「勤務状況の変更」を記入) ②退職日を証明する書類(離職票や源泉徴収票のコピー等)
認定区分の変更		①給付認定申請書 ②父母それぞれの保育の必要性を確認できる書類(新2号・新3号認定に変更する場合のみ) ③住民税に関する書類(新3号認定に変更する場合のみ)
結婚		①給付認定申請書 ②婚姻届の受理証明書または戸籍謄本(全部事項証明)のコピー ③本人確認書類 ④個人番号(マイナンバー)確認書類 ⑤父(母)の保育の必要性を確認できる書類(新2号・新3号認定を受けている方のみ)
離婚		①給付認定申請書 ②離婚届の受理証明書または戸籍謄本(全部事項証明)のコピー
死亡		①給付認定申請書

提出に必要な書類は中野区ホームページからダウンロード可能です ▶

